（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正）

第二条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成十四年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
自動車運転代行業者についての道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	［同上］
読み替える規定 / 読み替えられる字句 / 読み替える字句	読み替える規定 / 読み替えられる字句 / 読み替える字句
第九条の九第一項 / ［略］ / 法第百十七条の二第一号から第三号まで若しくは第六号、運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七条の二第四号若しくは第五号	第九条の九第一項 / ［同上］ / 法第百十七条の二第一号から第三号まで、運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七条の二第四号若しくは第五号
［略］ / ［略］ / ［略］	［同上］ / ［同上］ / ［同上］
備考　表中［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

府令・省令

○内閣府・国土交通省令第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十一月十三日

内閣総理大臣　菅　義偉
国土交通大臣　赤羽　一嘉

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第二条関係）	**別表第一**（第二条関係）
案内標識	案内標識
［略］	［同上］
警戒標識	警戒標識
［略］	［同上］